

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会  
指定訪問介護・第1号訪問事業（訪問型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が開設するつくば市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者（以下、「訪問介護員」という。）が、事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下、「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

（指定訪問介護運営の方針）

第2条 事業所が実施する指定訪問介護事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定訪問介護事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（第1号訪問事業（訪問型サービス）運営の方針）

第3条 事業所が実施する第1号訪問事業（訪問型サービス）は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 第1号訪問事業（訪問型サービス）の実施にあたっては、その実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 第1号訪問事業（訪問型サービス）の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意志及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 第1号訪問事業(訪問型サービス)の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
- (2) 所在地 つくば市筑穂 1-10-4 (大穂庁舎1階)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な事務を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上(常勤職員)  
業務の状況により、増員及び減員することができるものとし、サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも訪問介護等の提供にあたるものとする。
- (3) 訪問介護員等 3名以上  
業務の状況により、増員及び減員することができるものとし、訪問介護計画に基づき、訪問介護等を提供する。
- (4) 事務職員 1名以上  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。但し、国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 営業時間以外には、電話等により緊急の連絡調整が可能な体制とする。

2 前項における営業日以外の日及び営業時間以外の時間帯にサービス提供が必要な場合は、相談の上、状況に応じてサービスを提供するものとする。

なお、サービスの提供については、午前7時から午後8時までの間で提供するものとする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助

(第1号訪問事業(訪問型サービス)の内容)

第8条 第1号訪問事業(訪問型サービス)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第1号訪問事業(訪問型サービス)計画の作成
- (2) 第1号訪問事業(訪問型サービス)

(訪問介護等の提供方法)

第9条 訪問介護等の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護等の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し提供できるサービスの内容や時間、訪問介護員等の勤務体制、利用に係わる経費等を説明し、当該提供の開始について申込者の同意を得るものとする。
- (2) 訪問介護等を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況、利用者の希望等の把握に努め、その利用者に応じた訪問介護計画を作成して、その計画に沿った訪問介護等の提供を行わなければならない。また、利用者から訪問介護計画の変更を希望された場合には、利用者の状況の変化や利用者の希望等を把握のうえ、必要な変更を行うものとする。
- (3) 訪問介護等を提供するにあたっては、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めながら行うものとする。
- (4) 事業所には、利用者申込みの受付、相談等に対応する適切なスペースを設けるとともに、訪問介護等に必要な設備及び備品を設置するものとする。

(利用料の受領)

第10条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割若しくは3割の額とする。

2 つくば市外に居住する利用者に対して訪問介護等を提供する場合に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、走行距離1キロメートルあたり20円とし、支払いを受けたときには必ず領収書を発行する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、つくば市内とする。

（衛生管理）

第12条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、指定訪問介護に使用する設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時における対応方法）

第13条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状の急変など緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第14条 事業所は、提供した訪問介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所の従業者等は利用者のプライバシーの保護に充分配慮し、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を一切外に漏らしてはならない。
- 3 事業所の従業者であった者は、従業者等でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

（虐待防止のための措置）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針に基づき、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
  - (2) 虐待を防止するための職員研修の実施
  - (3) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 訪問介護員等は身分を証明する証票を常に携行し、利用者又はその家族から求められたときはこれを掲示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年6月15日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年6月28日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行し、第10条第1項中の「3割」の規定は、平成30年8月1日から適用する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。